



今月の両親学級

おなかの赤ちゃんやお母さんの体調はいかがですか？

皆さんが安心して出産・育児が出来るように、教室を開催します。お気軽にご参加ください。

日時・内容 6月21日(日)

午前9時～

・受け付けとマタニティ体験
午前9時15分～正午

・マタニティヨガ(妊娠中の肩こりや腰痛の解決法、お産に役立つ動きやリラックステクニク)

講師 運動指導士

対象者 市内在住の妊婦さん
とそのパートナー、育児中の方、祖父母

場所

安達保健福祉センター

託児 無料

※事前に申し込みが必要。

※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどをお持ちください。

持ち物

母子健康手帳、筆記用具

※マタニティヨガ参加者は動きやすい服装でお越しください。

申込期限 6月18日(木)

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

ようこそ赤ちゃんコース

日時・内容 6月18日(木)

午前9時～

・受け付け
午前9時15分～正午

・お産の流れと準備
・生まれたての赤ちゃん・母乳育児について

講師 助産師

対象者 市内在住で妊娠後期の妊婦とそのパートナー

場所

安達保健福祉センター

申込期限 6月15日(月)

◎問い合わせ・申し込み：

子育て世代包括支援センター(安達保健福祉センター内)

☎(24) 8660

Fax(23) 1714

施設健(検)診開始時期を延期します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月から開始予定の施設健(検)診開始時期を延期します。

延期に伴い、対象者へ送付する受診録等は、開始時期に合わせて送付します。

なお、開始時期については、対象となる方へ個別に通知するほか、広報にほんまつ、市ウェブサイト等でお知らせします。

◎問い合わせ：

健康増進課予防係

☎(55) 5109

Fax(23) 1714



毎年6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」

『食育』とは？

生きる上での基本であって、さまざまな経験を通して『食』に対する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育て

ることです。

食育月間は、国が「食育基本法」により平成17年から定められたものです。

食育の日は、「食(しょく)」から「しゅー初↓1、く↓9」につながることや、「育(いく)」から「19」になることから、毎月19日を「食育の日」としています。

『家族そろって食事を 楽しみましょう！』

このスローガンは、共食(家族みんなで食事を共にする)の大切さを伝えるための二本松市のテーマです。

一番身近な家族の中で、楽しく食卓を囲むことから始めてみましょう！

◎問い合わせ：

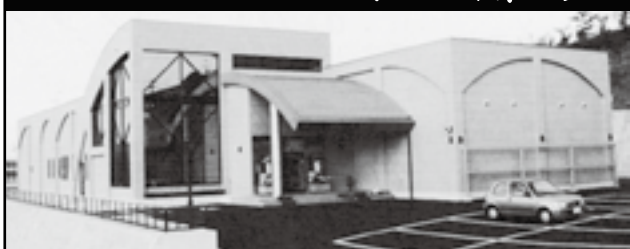
健康増進課保健係

☎(55) 5110

Fax(23) 1714



やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5



0120-03-5598

environment hygiene 環境衛生



環境月間と環境の日

6月は環境月間です

「環境基本法」で6月5日は「環境の日」と定められており、6月の1カ月間が「環境月間」となっています。

私たちの暮らしと環境について考えましょう。

「環境の日」は、事業者や国民の間に広く環境の保全について関心を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めようというものです。

不法投棄は「犯罪」です

市は、環境衛生監視員を委嘱し、不法投棄防止に向けた監視活動を行っています。まずは市民である私たち一人一人が「不法投棄は犯罪」であり、「不法投棄をしない、させない」という認識を持つことが大切です。

不法投棄を「し」そう。し

ている。していた」といった状況を目撃・発見した場合は、速やかに市役所または警察署へ通報してください。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは、1千万円以下（法人等にあつては3億円以下）の罰金となります。



家庭ごみ焼却はやめましょう

家庭ごみや草木等を野外で焼却することによる煙の苦情が、各地から寄せられています。ごみを焼却することにより、猛毒のダイオキシン等の発生にもつながりますので、指定のごみ袋に入れて適正に処分してください。

家庭ごみの野外焼却などは法律で禁止され、罰則規定があります。農業や林業を営むためにやむを得ない焼却は例外的に認められています。この場合も周辺に影響の出ないよう行つ必要がありますので、十分にご注意ください。

第2回

狂犬病予防集合注射



注射をしていない犬を対象に追加接種を行います。4月に受けていない方は、忘れずに受けさせてください。

注射料金 3250円

実施場所	日 時
岩代・東和地域	6月13日(土)
岩代公民館	13:30~14:15
東和支所裏	15:00~15:30
二本松・安達地域	6月14日(日)
市役所(正面)	9:00~9:40
安達支所前	10:00~10:30

※未登録犬の場合は、新規登録料として別途3千円が必要となります。

※会場には犬を制止できる人が連れてきてください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱、呼吸器症状、体調に不安がある方は参加をご遠慮ください。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479
または各支所地域振興課市民福祉係



ロープウェイで新緑の安達太良山へ《あだたら山ロープウェイ》



- ◆営業期間 令和2年11月8日(日)まで毎日運行
- ◆営業時間 8時30分~16時30分 (上り最終15:50/下り最終16:20)
- ◆料 金 片道 大人1,050円・小人 800円 往復 大人1,750円・小人1,350円



二本松市奥岳温泉
あだたら高原リゾート

TEL 0243-24-2141
http://www.adatara-resort.com

／ 絶景の露天風呂 ／



《あだたら山奥岳の湯》

- 営業時間 10時~20時(11月8日まで)
- 料 金 ※上記以外は18時まで ※メンテナンスによる休業日あり 大人 650円 小人 450円



肢体不自由者来所相談会

日時 6月19日(金)
受付時間 午後1時～2時30分

場所 県庁北庁舎1階

福島県身体障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2番16号)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 6月12日(金)

申込方法

事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:
福祉課障がい福祉係

☎(55) 51113

Fax (22) 1547

または各支所地域振興課
市民福祉係

手話通訳者を派遣します

聴覚障がい者の方が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、市内の聴覚障がい者の方または聴覚障がい者の方とコミュニケーションが必要な方に手話通訳の派遣をしています。

申込方法

希望する日の7日前までに申請書を左記まで提出してください(ファックス、電話による申込可)。

※申請書は、福祉課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターにあります。
※緊急の場合は、随時受け付けします。

利用料 無料

利用例

- ・医療機関への通院
- ・金融機関や郵便局での手続き
- ・行政区での話し合い等

※次の場合の派遣はできません。
・営利を目的とする事業等
・政治活動または宗教活動

◎問い合わせ・申し込み:
福祉課障がい福祉係

☎(55) 51113

Fax (22) 1547



児童手当の

手続きについて

児童手当は、中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

出生、転入等により新たに手当の受給資格が生じた場合、市(公務員の方は勤務先)への「認定請求書」の提出が必要です。

また、市内での転居時には「住所等変更届」、他市町村へ転出の場合は「消滅届」の提出が必要です。

現況届の提出のお願い

現在受給されている方は年に一度、現況届の提出が必要となります。



対象者には届出用紙を6月中旬に送付しますので、必要事項を記入の上、必要書類を添付し提出してください。
提出期限 6月30日(火)
支給月額

児童の年齢	手当額(1人当たり)
3歳の誕生月まで	1万5千円
3歳の誕生月の翌月から小学校修了まで	1万円 ※第3子以降は1万5千円
小学校修了後から中学校修了まで	1万円
※所得制限者	年齢にかかわらず一律5千円

※児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

◎問い合わせ:

子育て支援課子ども家庭係

☎(55) 5094

Fax (22) 1547

または各支所地域振興課
市民福祉係

不要品買取り・引取り・お片付け承ります。

日本で再利用が無い物の多くは東南アジアに行きます。

クローゼット型タンス・食器棚・洋服タンス・衣類(冬物以外)・食器類・草刈り機・チェンソー・ピアノ・家電品(年式制限あり)その他ご相談下さい。

「もったいない・資源を大切に」の心で不要な方から必要な方へ橋渡しをして24年

センターお持込みや業者さん大歓迎

リサイクルVan Van 集配センター ☎080-1857-3424
二本松市下の内25

営業時間 10:00～18:00 毎週木曜日定休

遺品整理・生前整理・引越し整理も承っております。お見積りは無料です。 当店は公認の遺品整理士のいるお店です。

買取り・引取り・有償搬出品分けてお見積りいたします。廃棄品が多い時は一般廃棄物処理業者をご斡旋出来ます。予定が立ったらまずお電話を

お売りもしています。いつでも生活応援キャンペーン中

中古品ならではの、少予算でお得なお買い物 是非ご利用下さい。

冷蔵庫・洗濯機・レンジ・TV等家電品・食器棚・タンス・食器類など家庭用品
スチール机・ロッカー・書庫等事務家具・他に道具類や楽しい物がいっぱい。
スタッフ一同、ご来店をお待ち申し上げます。

リサイクルVan Van 富久山店 ☎024-923-6404
郡山市富久山町久保田字本木17-2 営業時間等 左記同



市議会

臨時会

市議会臨時会は、4月21日、5月1日に招集されました。条例改正や令和2年度補正予算などが提案され、慎重な審議の後、それぞれ可決されました。主な議案についてお知らせします。

4月21日臨時会

国民健康保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、所要の改正を行うものです。

一般会計補正予算

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策に関するものが主な内容です。

- ・感染症対策に係る施設用備品購入費の増額 702万6千円
- ・小規模保育事業所新設に係る施設改修費補助金の増額 2400万円
- ・感染症対策に係る畑作生産振興事業費の増額 728万6千円
- ・感染症対策資金融資に係る利子補給等補助金の増額 7303万4千円
- ・感染症対策経営回復事業補助金の増額 3000万円

5月1日臨時会

「命」を守り、「感染防止」「生活支援」「緊急経済対策」を3本柱とし、特別定額給付金給付事業など新型コロナウイルス感染症対策に関するものが主な内容です。

一般会計補正予算

- ・特別定額給付金給付事業費の増額 54億5330万円
- ・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の増額 6310万円
- ・感染症予防事業費の増額 722万円
- ・新型コロナウイルス感染症対策経営維持支援金の増額 8050万円



税金



家屋を新築・増築・取り壊した場合はご連絡ください

家屋にかかる固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されます。適正な課税を行うため、家屋を新築・増築・取り壊した場合は、ご連絡ください。

なお、固定資産税の評価額を算出するため、税務課職員が現地調査に伺うこととなりますので、ご協力をお願いします。

◎問い合わせ・連絡先:

税務課資産税係

☎(55)5086

Fax (22)0790

マウントインのお風呂は

100%源泉かけ流し!

「♨️温泉で健康♨️」

日帰入浴 7:00~21:00 大人600円 小学生300円
二本松市岳温泉 1丁目7番地 ☎0243-24-5234

